

<p>大和町 吉岡南 第二土 地区画 整理事 業</p>	<p>1 全般的事項 事業計画地は、都市計画道路北四番丁大衝線と国道4号に囲まれることとなり、自動車交通の影響を受ける地域となることから、土地利用に当たっては地域の緑化に努め、樹木を主体とした緑地の整備等を検討すること。また、造成工事は、水田・畑等に外部から土砂を大量に搬入して盛土する計画であることから、土砂の搬入等による周辺への影響を低減するよう配慮するとともに、搬入する土砂の安全性について、適切に把握すること。</p> <p>2 公害の防止に係る事項 (1) 工事に伴い発生する粉じんの飛散防止については、対策を確実に実施し、周辺住宅地への影響を最小限に抑えるよう配慮すること。 (2) 工事に伴い発生する濁水については、降雨時の監視体制を整備するとともに、状況に応じた適切な環境保全対策を講ずること。 (3) 事業計画地は、地下水位が高いと予想されることから、付近に井戸がある場合、造成工事に伴う濁水の流入が懸念されるので、井戸の有無を把握するとともに、必要に応じて適切な対応を図ること。</p> <p>3 自然環境の保全に係る事項 (1) 緑地等の整備に当たっては、自生種や表土の活用を図ること。 (2) 多様な動植物の生息、生育環境となるようなビオトープを創出すること。また、水辺環境のビオトープについては、既存の水路の活用を検討すること。 (3) ビオトープの創出や貴重な動植物種の移植について、整備計画、移植計画及び維持管理計画等を具体的に記述すること。また、事後調査を実施し、必要に応じて適切な対策を講ずること。 (4) 現地調査により生息が確認されたスナヤツメについては、事業区域内における生息環境を配慮し、保全に努めること。</p> <p>4 その他の事項 (1) 雨水に関する下水道計画については、雨水の排除が適切に行われるよう、下水道管理者と協議し、十分に検討して必要な安全対策を講ずること。また、調整池の一部を運動場として使用する計画であることから、降雨量と調整池の水位との関係等を明らかにすること。 (2) 事業計画地は、現況の地盤高が低く、かつ過去に浸水被害が発生していることから、その浸水発生過程を造成計画とを比較する等して、必要な防災対策を検討すること。また、地下水位が高いと予想されることから、あわせて必要な防災対策を検討すること。</p>
--	--